

死亡届にかかる市役所での手続について

このたびは、大変ご愁傷様でございます。心からお悔やみ申し上げます。
ご家族のご逝去に伴う手続について、完全予約制の「おくやみ窓口」を開設しています。
下記 QR コードまたはお電話にて、希望日の2日前までにご予約ください。

水曜日夜間窓口での手続は、お電話にてご予約ください。

- ◆ご予約のない場合は、再度別日にお越しいただくこともございますのでご了承ください。
- ◆葬儀等を終えられて落ち着いた後（1週間程度経過後）の日をちをご予約ください。
- ◆戸籍謄本への死亡事項の記載は、死亡届出後1週間程度かかるためすぐには交付できません。
直系親族以外の方が戸籍謄本等の申請を行う場合には、委任状が必要です。

おくやみ窓口
予約フォーム→



【電話予約】榛原庁舎国保年金課 Tel0548-23-0023
【予約受付時間】午前8時15分～午後5時
(土日、祝日、年末年始 12/29～1/3を除く)

項目	持ち物	担当課 (問い合わせ先)
マイナンバーカードの手続(交付を受けていた方)	マイナンバーカード	市民課 榛原窓口係 (榛原庁舎2F) Tel0548-23-0021
印鑑登録証の返却 (印鑑登録をしていた方)	印鑑登録証(カード)	国保年金課 (榛原庁舎2F) Tel0548-23-0023
未支給年金の請求手続	①年金証書(なくても可) ②請求者の預金通帳 ③請求者のマイナンバー確認書類	ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165 年金事務所への来訪予約 Tel0570-05-4890
遺族年金の請求手続 ※必要書類を市役所で取得していただいた後、 島田年金事務所にて手続きをしていただきます	④お越しになる方の本人確認書類 ※お亡くなりになった方と年金請求者の関係が確認できる戸籍謄本等が必要になる場合があります。	国保年金課 (榛原庁舎2F) Tel0548-23-0023
葬祭費支給の請求手続 (国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方)	①国保(後期)資格確認書 ②喪主名義の預金通帳 ③喪主であることが分かるもの (葬儀の会葬礼状又は葬祭費用の請求書・領収書等) ※認印(喪主口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可)	固定資産について 税務課 (榛原庁舎3F) Tel0548-23-0035
相続人の代表者の届出(保険料の還付等) 下記のいずれかに該当する方 (介護保険に関係する方) (国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方) (固定資産を所有していた方)	①介護保険被保険者証 ②相続人の預金通帳 ※認印(相続人代表口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可)	

(裏面もご覧ください)

下記項目について該当の方は、直接担当課にてお手続きください

項 目	持ち物	担当課 (問い合わせ先)
水道使用者変更・所有者変更の手続	持ち物は特にありません	水道課 Tel0548-23-0081
水道料金、税金の口座振替関係の手続	通帳届出印(スタンプ不可)	
障害者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方	障害者手帳	さざんか1F 社会福祉課 障害者支援係 Tel0548-23-0072
重度障害者(児)医療費助成金受給者の方	①受給者証 ②相続人の預金通帳	
障害福祉サービスをご利用の方	障害福祉サービス受給者証	
特別障害者手当受給者の方	担当課にお問い合わせください	
特別児童扶養手当受給者の方		
児童手当を受給している方	担当課にお問い合わせください	さざんか2F 子ども子育て課 Tel0548-23-0071
こども医療費助成を受けている方		
児童扶養手当受給者の方		
ひとり親家庭等医療費助成受給者の方		
戦傷病者手帳をお持ちの方	①戦傷病者手帳 ②未使用の乗車券引換証 (お持ちの方)	さざんか1F 社会福祉課 地域福祉係 Tel0548-23-0070
生活保護受給中の方	担当課にお越しください	さざんか1F 社会福祉課 地域福祉係 Tel0548-23-0078
農地の相続の届出 (相続により農地の権利を取得した方)	担当課にお問い合わせください	農林水産課 相良庁舎2F Tel0548-53-2618
森林の相続の届出 (相続により森林の権利を取得した方)	担当課にお問い合わせください	お茶特産課 相良庁舎2F Tel0548-53-2621
不動産を所有していた方(相続登記)	静岡地方法務局藤枝支局に お問合せください	静岡地方法務局 藤枝支局 Tel054-641-1158